

# 第33回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 15番、16番)

開催期日 令和5年3月30日

第33回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和5年3月30日(木) 午後4時00分  
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 中 川 圭 太

本日の出席委員

1 番	長 尾 卓 也	1 0 番	長谷川 誠
2 番	塚 本 政 紀	1 1 番	平 田 善 治
3 番	寺 雅 彦	1 2 番	中 島 武 博
4 番	川 崎 浩 彦	1 3 番	田 村 俊 彦
5 番	藤 田 淳	1 4 番	大 畠 政 勝
6 番	山 本 強	1 5 番	桂 一 照
7 番	小 暮 滝 弘	1 6 番	鈴 木 正 志
8 番	笹 谷 和 広	1 7 番	鳥 村 正 行
9 番	田 村 賢 治	1 8 番	吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会	事 務 局 長	吉 川 道 也
〃	事 務 局 主 幹	上 島 宣 和
〃	事 務 局 員	中 川 圭 太
〃	事 務 局 員	山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第57号	農地のあっせん成立について
5	報告第58号	令和4年度農地部会活動報告及び令和5年度活動計画について
6	報告第59号	令和4年度農政部会活動報告及び令和5年度活動計画について
7	報告第60号	令和4年度運営委員会活動報告及び令和5年度活動計画について
8	議案第153号	農用地利用集積計画（案）について
9	議案第154号	農地のあっせんについて
10	議案第155号	農地法第5条の規定による許可申請について
11	議案第156号	土地の現況証明願いについて
12	議案第157号	農用地利用集積計画（案）について
13	議案第158号	農地のあっせんについて
14	議案第159号	農地等利用の最適化の推進に関する指針（案）について
15	議案第160号	農業委員会事務局職員の任免について
16		農業団体等報告事項

（局長）

全員ご起立願います。「礼」ご着席ください。

第33回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員18名、全員出席であります。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

3月の高温により雪解けも進み、農作業が始まりお忙しい日々を過ごしている事と思います。令和4年度最後の総会という事で議事も多い所ですが慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思致します。

（議長）

日程1 会議録署名委員についてですが、15番桂委員、16番鈴木委員を指名いたします。よろしくお願致します。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。2月27日、第8回農政部会、第8回農地部会を開催しております。28日、栗山町農業振興公社評議員会が開催され、吉田会長が出席しております。また同日、栗山町農業教育振興会総会が開催され、吉田会長が出席しております。3月2日から17日、栗山町議会定例会3月定例会議が開催され、吉田会長が出席しております。3月4日、北海道新規就農フェアが札幌市にて開催され、長尾委員、塚本委員、寺委員が参加しております。7日、大友伸彦氏旭日単光章勲章受賞祝賀会が由仁町にて開催され、吉田会長が出席しております。10日、第9回運営委員会を開催しております。23日、現地調査を寺委員、川崎委員、中島委員、大島委員で実施しております。27日、令和4年度第Ⅱ期南空知農業委員会連絡協議会が月形町で開催され、吉田会長が出席しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第57号「農地のあっせん成立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第57号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は5件でございます。

番号1 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇167番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇166番地 199 〇〇〇〇、成立年月日は令和5年3月10日でございます。対象農地につきましては、〇〇168番地13 地目については公簿 畑、現況 田、面積2,795㎡外3筆。全筆田でございまして、4筆合計6,135㎡でございます。売買価格につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、田〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして対価の合計〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村俊彦委員、藤田委員でございます。

番号2 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇34番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇33番地 3 〇〇〇〇、成立年月日は令和5年3月10日でございます。対象農地につきましては、〇〇1288番地1 地目については公簿現況ともに田、面積3,674㎡外3筆。全筆田でございまして、4筆合計33,310㎡でございます。売買価格につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして対価の合計〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、山本委員、藤田委員でございます。

番号3 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇67番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇377番地 6 〇〇〇〇、成立年月日は令和5年3月10日でございます。対象農地につきましては、〇〇763

番地 地目については公簿現況ともに田、面積 8,362 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。売買価格につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして対価の合計〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、藤田委員、山本委員でございます。

番号 4 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇118 番地 1 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇116 番地 5 〇〇〇〇、成立年月日は令和 5 年 3 月 13 日でございます。対象農地につきましては、〇〇101 番地 1 地目については公簿現況ともに畑、面積 1,241 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。売買価格につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして対価の合計〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村賢治委員、中島委員でございます。

番号 5 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇133 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇118 番地 1 合同会社〇〇〇〇 代表社員〇〇〇〇、成立年月日は令和 5 年 3 月 13 日でございます。対象農地につきましては、〇〇134 番地 1 地目については公簿現況ともに畑、面積 3,213 m<sup>2</sup> 外 16 筆。内訳につきましては、田 9 筆 58,048 m<sup>2</sup>、畑 3 筆 5,334.91 m<sup>2</sup>、雑種地 4 筆 1,286 m<sup>2</sup>、用悪水路 1 筆 415 m<sup>2</sup>、合計 17 筆 65,083.91 m<sup>2</sup>でございます。売買価格につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、用悪水路〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして対価の合計〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、吉田委員、田村賢治委員でございます。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)  
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 報告第 58 号「令和 4 年度農地部会活動報告及び令和 5 年度活動計画について」農地部会より報告をお願いします。

(10 番 長谷川農地部会長)

報告第 58 号 令和 5 年 3 月 30 日 農業委員会 会長 吉田寿栄 様 農業委員会農地部会部会長 長谷川 誠、令和 4 年 3 月 30 日 第 21 回農業委員会総会において報告いたしました農地部会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第 7 回 令和 4 年 12 月 22 日、内容 農地パトロールの実施結果について、農地意向利用調査について、耕作放棄地の非農地認定について。第 8 回 令和 5 年 2 月 27 日、内容 令和 4 年度活動報告及び令和 5 年度活動計画について、地区別農地流動化推進委員会の協議等について、水田活用直接支払い交付金の見直しについて。2. 活動結果については別紙のとおりとなります。

令和 4 年度 農地部会活動報告 1. 農地流動化意向調査の実施 2 月に一般財団法人 栗山町農業振興公社と連名による「栗山町農地利用意向調査」を実施した。2. 遊休農地(耕作放棄地)解消対策の実施 「農地パトロール(利用状況調査)」の実施内容及び日程に基づき、10 月 5 日から 7 日の 3 日間にわたり農地パトロール(利用状況調査)について現地調査を行い、地区担当農業委員と事務局により、

指導対象農地（遊休農地）の区分を行った。3.2の「利用状況調査」と併せ、農地パトロールとして無断転用及び不法投棄等の調査を実施した。4.農地の利用調整、あっせん活動の推進 農地の利用調整については、農地の賃貸借を中心に継続・新規ともスムーズに行われた。あっせん活動についても、特に問題なく処理された。

令和5年度 農地部会活動計画 1.農地流動化意向調査の実施 2.遊休農地解消対策の実施 3.農地パトロール（違反転用・不法投棄） 4.農地の利用調整、あっせん活動の推進 〈両部会共通事項〉  
□一般財団法人 栗山町農業振興公社との連携 □新規就農支援活動 □農業者年金の新規加入促進  
□担当地区農家との情報交換及び相談業務 □全国農業新聞の普及活動 となっております。

（議長）

ありがとうございます。只今、農地部会より令和4年度の活動報告、令和5年度の活動計画について報告がありました。何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。（質疑なしの声）なければ報告でございますので、次に進みます。

日程6 報告第59号「令和4年度農政部会活動報告及び令和5年度活動計画について」農政部会より報告をお願いします。

（8番 笹谷農政部会長）

報告第59号 令和5年3月30日 農業委員会 会長 吉田 寿栄 様 農業委員会農政部会 部会長 笹谷 和広、令和4年3月30日 第21回農業委員会総会において報告いたしました農政部会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1.審査年月日 第7回令和4年6月27日、内容 農作物作況調査（視察）の実施について、第8回 令和5年2月27日、内容 令和4年度活動報告及び令和5年度活動計画について 2.活動結果 別紙のとおりとなります。

令和4年度 農政部会活動報告 1.担い手及び後継者対策、新規就農者の育成・受け入れ体制の充実強化として、6月11日：北海道新規就農フェアが札幌市で開催され、田村賢治委員、小暮委員が出席した。10月22日～23日：新農業人フェア in 東京が東京で開催され、鳥村代理、長谷川委員が出席した。11月23日：北海道新規就農フェアが札幌市で開催され、田村俊彦委員、川崎委員、平田委員が出席した。11月25日～26日：新農業人フェア in 大阪が大阪府で開催され、藤田委員、山本委員が出席した。1月13日～14日：新農業人フェア in 東京が東京都で開催され、笹谷委員、鈴木委員が出席した。3月4日：北海道新規就農フェアが札幌市で開催され、長尾委員、寺委員、塚本委員が出席した。2.農業者の意向把握と認定農業者の掘り起こし活動 2月に一般財団法人 栗山町農業振興公社と連名による「栗山町農地利用意向調査」を実施した。3.農作物作況視察の実施 8月5日：水稻（普及センター試験圃場）、施設園芸（〇〇〇〇氏圃場）の視察を行った。4.各種農業施策の研修 10月28日：由仁町農業委員会との交流会へ参加した。11月28日：深川市で開催された空知農業委員研修会へ参加した。5.その他農政活動に関すること 11月8日～17日：一般財団法人 栗山町農業振興公社との連携により「農業者等との意見交換会」を町内21箇所で実施した。

令和5年度 農政部会活動計画 1.担い手及び後継者対策、新規就農者の育成・受け入れ態勢の充実

強化 2. 農業者の意向把握と認定農業者（地域の担い手）の掘り起こし活動 3. 農業施策に関する関係機関への陳情要請活動 4. 農作物作況視察の実施 5. 各種農業施策の研修 6. その他農政活動に関することまた、両部会共通事項については農地部会と同様となります。

（議長）

ありがとうございます。只今、農政部会より令和4年度の活動報告、令和5年度の活動計画について報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。（質疑なしの声）なければ報告でございますので、次に進みます。

日程7 報告第60号「令和4年度運営委員会活動報告及び令和5年度活動計画について」運営委員会より報告をお願いします。

（5番 藤田委員長）

報告第60号 令和5年3月30日 農業委員会 会長 吉田 寿栄 様 農業委員会運営委員会委員長 藤田 淳、令和4年3月30日 第21回農業委員会総会において報告いたしました運営委員会活動計画につきまして、次のとおり本年度の活動結果を取りまとめましたので報告いたします。1. 審査年月日 第7回 令和4年7月28日、内容 次期農業委員の改選について、新・農業人フェアへの派遣について、第8回 令和4年9月29日、内容 次期農業委員の改選について、道外研修視察について、由仁町農業委員会交流会について 第9回 令和5年3月10日、内容 令和4年度活動報告及び令和5年度活動計画について、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）及び令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について、令和5年度農業委員会総会日程について、2. 活動結果は別紙のとおりとなります。

令和4年度 運営委員会活動報告 1. 農業委員会研修の開催 由仁町農業委員会交流会が10月28日に由仁町で開催され、18名が参加した。2. 農業関係団体との情報交換 栗山町農業5団体の交流会が10月3日に開催され、17名が参加した。栗山町農業振興公社との連携により農業者等との意見交換会を11月8日～17日に町内21箇所で開催し、各地区担当委員が参加した。栗山町長、栗山町議会議長との年末懇談会を12月22日に開催し、17名が参加した。3. 農業委員会の運営 令和4年4月～令和5年3月までの間に12回の農業委員会総会を開催した。

令和5年度 運営委員会活動計画 1. 農業委員会研修の開催 2. 農業関係団体等との情報交換の強化 3. 農業委員会の運営 4. 「農業経営基盤強化促進基本構想」における利用権設定等促進事業の研究となっております。

（議長）

ありがとうございます。只今、運営委員会より令和4年度の活動報告、令和5年度の活動計画について報告がありましたが何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。（質疑なしの声）なければ報告でございますので、次に進みます。

日程8 議案第153号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします

す。

(事務局)

議案第 153 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は 12 件です。

番号 1 所在 ○○392 番地の内 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 1,450 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。利用状況は普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日は令和 3 年 12 月 24 日、契約期間令和 3 年 12 月 24 日から令和 14 年 11 月 30 日となっております。解約通知日は令和 5 年 3 月 2 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町○○3 丁目 252 番地 一般財団法人○○○○ 理事長○○○○、賃借人 栗山町字○○441 番地 ○○○○でございます。

番号 2 所在 ○○392 番地の内 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 1,450 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。利用状況は普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日は令和 3 年 12 月 24 日、契約期間は令和 3 年 12 月 24 日から令和 14 年 11 月 30 日となっております。解約通知日は令和 5 年 3 月 2 日。通知者につきましては、賃貸人 ○○市○○3 丁目 10 番 21 号 ○○○○、賃借人 栗山町○○3 丁目 252 番地 一般財団法人○○○○ 理事長○○○○でございます。

番号 3 所在 ○○445 番地の内 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 500 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。利用状況は水田、契約内容 賃貸借、契約年月日は令和 2 年 12 月 24 日、契約期間は令和 2 年 12 月 24 日令和 7 年 11 月 30 日となっております。解約通知日は令和 5 年 3 月 2 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○441 番地、賃借人 栗山町字○○28 番地 28 有限会社○○○○ 代表○○○○でございます。

番号 4 所在 ○○112 番地 1 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 611 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。利用状況は水田、契約内容 賃貸借、契約年月日は令和 3 年 3 月 31 日、契約期間は令和 3 年 3 月 31 日から令和 13 年 11 月 30 日となっております。解約通知日は令和 5 年 3 月 10 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○107 番地、賃借人 栗山町字○○40 番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○でございます。

番号 5 所在 ○○487 番地 4 の内 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 8,000 m<sup>2</sup>外 3 筆。全筆畑でございまして、4 筆合計、15,293 m<sup>2</sup>でございます。利用状況は普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日は平成 29 年 12 月 27 日及び令和 4 年 8 月 31 日、契約期間は平成 29 年 12 月 27 日から令和 9 年 11 月 30 日及び令和 4 年 8 月 31 日から令和 9 年 11 月 30 日となっております。解約通知日は令和 5 年 3 月 10 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○485 番地、賃借人 栗山町字○○642 番地 ○○○○でございます。

番号 6 所在 ○○173 番地 1 地目につきましては、公簿が雑種地、現況が畑、面積 548 m<sup>2</sup>外 2 筆。

全筆田でございまして、3筆合計、1,853㎡でございまして。利用状況は水田、契約内容 賃貸借、契約年月日は平成30年1月31日、契約期間は平成30年1月31日から令和9年11月30日となっております。解約通知日は令和5年3月13日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字〇〇170番地2、賃借人 栗山町字〇〇147番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 でございます。

番号7 所在 〇〇289番地1 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積5,106㎡外10筆。内訳につきましては、田6筆21,164㎡、畑5筆14,159㎡、合計11筆で35,323㎡でございまして。利用状況は水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日は令和2年4月28日、契約期間は令和2年4月28日から令和6年11月30日となっております。解約通知日は令和5年3月13日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字〇〇51番地88、賃借人 栗山町字〇〇36番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 でございます。

番号8 所在 〇〇238番地2 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積5,759㎡外6筆。内訳につきましては、田5筆18,563㎡、畑2筆4,723㎡、合計7筆で23,286㎡でございまして。利用状況は水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日は令和2年4月28日、契約期間は令和2年4月28日から令和6年11月30日となっております。解約通知日は令和5年3月13日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字〇〇261番地、賃借人 栗山町字〇〇36番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 でございます。

番号9 所在 〇〇301番地1 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積7,272㎡外9筆。内訳につきましては、田5筆11,030㎡、畑5筆19,471㎡、合計10筆で30,501㎡でございまして。利用状況は水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日は令和2年4月28日、契約期間は令和2年4月28日から令和6年11月30日となっております。解約通知日は令和5年3月13日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町〇〇1丁目80番地38 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇36番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 でございます。

番号10 所在 〇〇305番地12 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積4,791㎡外8筆。内訳につきましては、田7筆18,696㎡、畑2筆8,937㎡、合計9筆で27,633㎡でございまして。利用状況は水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日は令和2年5月26日、契約期間は令和2年5月26日から令和6年11月30日となっております。解約通知日は令和5年3月20日。通知者につきましては、賃貸人 〇〇県〇〇市〇〇1005番地5 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇36番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 でございます。

番号11 所在 〇〇991番地1 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積28,873㎡外1筆。全筆田でございまして、2筆合計33,844㎡でございまして。利用状況は水田、契約内容 賃貸借、契約年月日は令和5年2月28日、契約期間は令和5年2月28日から令和9年11月30日となっております。解約通知日は令和5年3月22日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字〇〇992番地1 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇99番地2 〇〇〇〇 でございます。

番号 12 所在 ○○48 番地 2 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 11,661 ㎡外 1 筆。全筆田でございまして、2 筆合計 11,937 ㎡でございます。利用状況は水田、契約内容 賃貸借、契約年月日は平成 27 年 12 月 30 日、契約期間は平成 27 年 12 月 30 日から令和 8 年 11 月 30 日となっております。解約通知日は令和 5 年 3 月 22 日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○74 番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○83 番地 3 ○○○○ でございます。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは議案第 153 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 153 号については原案どおり決定といたします。

日程 9 議案第 154 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 154 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転(売買)による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は 1 件でございます。

番号 1 所在 ○○117 番地 2 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 8,417 ㎡外 1 筆。全筆畑でございまして、2 筆合計 20,558 ㎡でございます。譲渡人 栗山町字○○786 番地 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○ 摘要といたしまして、譲受人からの申し出により申請地を売り渡したい。譲受人 栗山町字○○99 番地 1 ○○○○、摘要といたしまして、経営の拡大を図るため、申請地を買い受けたいとなっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(16 番 鈴木)

番号 1 につきましては、農地が集約され効率的な営農がなされる事から、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは議案第 154 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 154 号については原案どおり決定といたします。

日程 10 議案第 155 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 155 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり許可の可否について意見を諮う。今回は 2 件です。

番号 1 所在 ○○43 番地 3 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 4,340.98 外 4 筆。全筆田でございまして 3 筆合計 12,979.23 m<sup>2</sup>及び 2 筆合計 11,936.35 m<sup>2</sup>でございます。譲渡人 栗山町字○○46 番地 2 ○○○○及び栗山町字○○74 番地 ○○○○、譲受人 栗山町○○3 丁目 252 番地 栗山町長 ○○○○ 転用目的といたしまして、工業団地用地としての永久転用となっております。

番号 2 所在 ○○58 番地 3 の内 地目につきましては、公募・現況ともに田、面積 2,698.10 m<sup>2</sup>外 2 筆。内訳につきましては、田 1 筆 2,698.10 m<sup>2</sup>及び田 1 筆 5,679.60 m<sup>2</sup>、雑種地 1 筆 390.81 m<sup>2</sup>の合計 6,070.41 m<sup>2</sup>となっております。譲渡人 栗山町字○○58 番地 4 ○○○○ 及び栗山町字○○77 番地 ○○○○ 譲受人 栗山町○○3 丁目 252 番地 栗山町長 ○○○○ 転用目的といたしまして、住宅団地用地として永久転用となっております。

(議長)

はい。この件につきましては現地調査を行っておりますので、議案第 156 号「土地の現況証明願いについて」と併せ、現地調査班長より報告を願います。

(4 番 川崎)

令和 5 年 2 月 27 日 第 32 回農業委員会総会後に提出のあった農地法第 5 条の転用申請に基づき、令和 5 年 3 月 23 日に、寺委員、中島委員、大島委員、吉川局長、上島主幹同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

番号 1 につきましては、農地法第 5 条の転用許可申請であり、申請地は、栗山町役場の南東約 3.2 km に位置する 都市計画区域内の工業地域及び準工業地域であり、この度、申請者より工業団地を造成する旨の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので 転用することに支障はないものと認めます。

次に、番号 2 につきましては、農地法第 5 条の転用許可申請であり、申請地は、栗山町役場の南東約 1 km に位置する 都市計画区域内の第 1 種及び第 2 種中高層住居専用地域であり、この度、申請者より住宅団地を造成する旨の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので 転用することに支障はないものと認めます。

また、現況証明願いにつきまして、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い、確認してきております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議 長)

はい。只今、事務局、現地調査班長より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 155 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。  
—全員挙手— よって議案第 155 号は原案どおり決定といたします。

日程 11 議案第 156 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 156 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は 4 件です。

番号 1 所在 ○○368 番地 19 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外 面積 1,227 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。利用状況 宅地 所有者 栗山町字○○374 番地 1 ○○○○ 願出人 栗山町○○2 丁目 91 番地 1 行政書士 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号 2 所在 ○○166 番地 158 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外 面積 254 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。利用状況 宅地 所有者及び願出人 栗山町○○132 番地 49 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号 3 所在 ○○54 番地 8 地目につきましては公簿が田 現況が農地外 面積 204 m<sup>2</sup> 外 1 筆。利用状況 用悪水路 所有者 栗山町字○○68 番地 有限会社 ○○○○ 願出人 栗山町○○3 丁目 299 番地 3 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号 4 所在 ○○455 番地 32 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外 面積 6,040 m<sup>2</sup> 1 筆でございます。利用状況 山林 所有者 栗山町○○284 番地 5 ○○○○ 願出人 栗山町○○2 丁目 91 番地 1 行政書士 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局及び現地調査班長より説明がありましたが、何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 156 号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 156 号は原案どおり決定といたします。

日程 12 議案第 157 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明を求めます。

（事務局）

議案第 157 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借 9 件、所有権移転 9 件、使用貸借 5 件の計 23 件であります。

整理番号 4 所 97-1 所有権の移転を受ける者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○ 理事長○○○○、所有権を移転する者 栗山町字○○34 番地 ○○○○、申出年月日は令和 5 年 3 月 15 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○○1286 番地 1 現況地目 田、面積 7,839 m<sup>2</sup>外 4 筆でございます。全筆田でございまして 5 筆合計 38,217 m<sup>2</sup>。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡し時期は令和 5 年 3 月 31 日、対価につきましては、10a あたり田○○○○○○円、面積を乗じまして合計○○○○○○円。対価の支払方法は、対価の支払期限の令和 5 年 4 月 27 日までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。

整理番号 4 所 98-1 所有権の移転を受ける者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○ 理事長○○○○、所有権を移転する者 栗山町字○○992 番地 1 ○○○○、申出年月日は令和 5 年 3 月 15 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○○992 番地 2 現況地目 畑、面積 5,194 m<sup>2</sup>外 2 筆でございます。内訳につきましては、田 2 筆 43,236 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 5,194 m<sup>2</sup>、合計 3 筆 48,430 m<sup>2</sup>。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡し時期は令和 5 年 3 月 31 日、対価につきましては、10a あたり田○○○○○○円、畑○○○○○○円、面積を乗じまして合計○○○○○○円。対価の支払方法は、対価の支払期限の令和 5 年 4 月 27 日までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。

整理番号 4 所 99-1 所有権の移転を受ける者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○ 理事長○○○○、所有権を移転する者 栗山町字○○133 番地 ○○○○、申出年月日は令和 5 年 3 月 15 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○○134 番地 3 現況地目 田、面積 912 m<sup>2</sup>外 3 筆、全筆田でございまして 4 筆合計 40,356 m<sup>2</sup>。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡し時期は令和 5 年 3 月 31 日、対価につきましては、10a あたり田○○○○○○円、面積を乗じまして合計○○○○○○円。対価の支払方法は、対価の支払期限の令和 5 年 4 月 27 日までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。

整理番号 4 所 100-1 所有権の移転を受ける者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○ 理事長○○○○、所有権を移転する者 栗山町字○○167 番地 ○○○○、申出年月日は令和

5年3月15日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○○168番地16 現況地目 田、面積14,936㎡外6筆でございます。内訳につきましては、田4筆31,996㎡、雑種地1筆115㎡、用悪水路2筆792㎡、合計7筆32,903㎡。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡し時期は令和5年3月31日、対価につきましては、10aあたり田○○○○○○円、用悪水路○○○○○○円、雑種地○○○○○○円、それぞれ面積を乗じまして合計○○○○○○円。対価の支払方法は、対価の支払期限の令和5年4月27日までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。

整理番号4所101-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字○○166番地199 ○○○○、所有権を移転する者 栗山町字○○167番地 ○○○○、申出年月日は令和5年3月10日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○○168番地13 現況地目 田、面積2,795㎡外3筆。全筆田でございまして、4筆合計6,135㎡でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡し時期は令和5年3月31日、対価につきましては、10aあたり田○○○○○○円、田○○○○○○円、それぞれ面積を乗じまして合計○○○○○○円。対価の支払方法は、対価○○○○○○円は、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払期限は令和5年9月30日でございます。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・玉葱、世帯員は男1人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4所102-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字○○33番地3 ○○○○、所有権を移転する者 栗山町字○○34番地 ○○○○、申出年月日は令和5年3月10日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○○1288番地1 現況地目 田、面積3,674㎡外3筆。全筆田でございまして、4筆合計33,310㎡でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡し時期は令和5年3月31日、対価につきましては、10aあたり田○○○○○○円、面積を乗じまして合計○○○○○○円。対価の支払方法は、対価○○○○○○円は、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払期限は令和5年9月30日でございます。所有権の移転を受ける者の世帯員は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃102-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○33番地 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○、利用権を設定する者 栗山町字○○33番地3 ○○○○、申出年月日は令和5年3月10日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○1288番地1 現況地目 田、面積3,674㎡外3筆。全筆田でございまして4筆合計33,310㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和5年3月31日から令和9年11月30日までの4年8ヵ月、借賃につきましては、10aあたり田○○○○○○円、面積を乗じまして合計○○○○○○円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆、構成員は男3人で地域活動

も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 所 103-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇377 番地 6 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇67 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 3 月 10 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇763 番地 現況地目 田、面積 8,362 m<sup>2</sup>の 1 筆でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期 令和 5 年 3 月 31 日、土地の引渡時期 令和 5 年 3 月 31 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、対価の支払期限は令和 5 年 9 月 30 日でございます。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆、種子馬鈴薯、世帯員は男 3 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 所 104-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇116 番地 5 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇118 番地 1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 3 月 13 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇101 番地 1 現況地目 畑、面積 1,241 m<sup>2</sup>の 1 筆でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用目的 普通畑として利用、所有権移転の時期 令和 5 年 3 月 31 日、土地の引渡時期 令和 5 年 3 月 31 日、対価につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、対価の支払期限は令和 5 年 9 月 30 日でございます。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 使 104-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇117 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇116 番地 5 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 3 月 13 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇101 番地 1 現況地目 畑、面積 1,241 m<sup>2</sup>の 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借、使用貸借の時期 令和 5 年 3 月 31 日から令和 14 年 11 月 30 日までの 9 年 8 か月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱、構成員は男 1 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 所 105-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇118 番地 1 合同会社〇〇〇〇 代表社員〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇133 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 3 月 13 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇134 番地 1 現況地目 畑、面積 3,213 m<sup>2</sup>外 16 筆。内訳につきましては、田 9 筆 58,148 m<sup>2</sup>、畑 3 筆 5,334.91 m<sup>2</sup>、雑種地 4 筆 1,286 m<sup>2</sup>、用悪水路 1 筆 415 m<sup>2</sup>、合計 17 筆 65,083.91 m<sup>2</sup>でございます。移転する所有権の内容につきましては、利用

目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期 令和5年3月31日、土地の引渡時期 令和5年3月31日、対価につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、用悪水路〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、対価〇〇〇〇〇〇〇円は、支払期限までに〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、対価の支払期限は令和5年9月30日でございます。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱、小麦、にんにく、構成員は男2人、女0人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4使106-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇310番地3 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇441番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年3月2日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇443番地 現況地目 田、面積3,131㎡外1筆。全筆田でございまして2筆合計12,340㎡。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借、使用貸借の時期 令和5年3月31日から令和5年11月30日までの8カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱、小麦、世帯員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃107-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇32番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇3丁目10番21号 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年3月2日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇392番地の内 現況地目 畑、面積1,450㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 貸貸借、契約期間は令和5年3月31日から令和15年11月30日までの10年8ヵ月、借賃につきましては、10aあたり畑〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱、世帯員は男2人、女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃108-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇526番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇533番地 想定相続人〇〇〇〇、申出年月日は令和5年3月1日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇523番地 現況地目 田、面積7,303㎡外8筆。内訳につきましては、田6筆44,644㎡、畑3筆4,540㎡、合計9筆49,184㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 貸貸借、契約期間は令和5年3月31日から令和7年11月30日までの2年8ヵ月、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに想定相続人〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱、小麦、世帯員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃108-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇519番地 〇〇〇〇、利用権を設定す

る者 栗山町字〇〇533 番地 推定相続人〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 3 月 1 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇498 番地 現況地目 田、面積 1,563 ㎡外 1 筆。全筆田でございます、合計 2 筆 19,933 ㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 3 月 31 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 2 年 8 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに推定相続人〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱、小麦、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 使 109-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇94 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇3 丁目 22 番 120-467 号 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 3 月 6 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇69 番地 7 現況地目 田、面積 1,201 ㎡外 11 筆。内訳につきましては、田 10 筆 18,946 ㎡、畑 2 筆 1,549 ㎡、12 筆合計 20,495 ㎡。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借、契約期間 令和 5 年 3 月 31 日から令和 5 年 11 月 30 日までの 8 ヶ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 110-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇188 番地 3 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇3 丁目 3-23 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 3 月 7 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇187 番地 1 の内 現況地目 田、面積 1,785 ㎡外 13 筆。内訳につきましては、田 11 筆 48,892 ㎡、畑 3 筆 1,902 ㎡、合計 14 筆 50,794 ㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 3 月 31 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 2 年 8 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、世帯員は男 1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 111-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇188 番地 3 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇118 番地 4 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 3 月 7 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇118 番地 7 現況地目 畑、面積 12,315 ㎡ 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 3 月 31 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 2 年 8 ヶ月、借賃につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、世帯員は男 1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第

18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 使 112-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇214 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇40 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 3 月 10 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇666 番地 現況地目 畑、面積 1,396 m<sup>2</sup>外 1 筆。内訳につきましては、田 1 筆 2,604 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 1,396 m<sup>2</sup>、2 筆合計 4,000 m<sup>2</sup>。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借、契約期間については、令和 5 年 3 月 31 日から令和 5 年 11 月 30 日までの 8 カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆、構成員は男 3 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 使 113-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇398 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇383 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 3 月 22 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇380 番地 1 現況地目 田、面積 16,582 m<sup>2</sup>外 2 筆。内訳につきましては、田 2 筆 55,020 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 1,491 m<sup>2</sup>、3 筆合計 56,511 m<sup>2</sup>。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借、契約期間については、令和 5 年 3 月 31 日から令和 5 年 11 月 30 日までの 8 カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、世帯員は男 4 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 114-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇142 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇2 丁目 197 番地 〇〇〇〇外 7 名、申出年月日は令和 5 年 3 月 9 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇107 番地 12 現況地目 田、面積 2,844 m<sup>2</sup>外 9 筆。内訳につきましては、田 4 筆 6,312 m<sup>2</sup>、畑 6 筆 22,718 m<sup>2</sup>、合計 10 筆 29,030 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 3 月 31 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 4 年 8 カ月、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆、種子馬鈴薯、世帯員は男 3 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 賃 115-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇98 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇10 丁目北 2-1 〇〇〇〇、申出年月日は令和 5 年 3 月 22 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇74 番地 1 現況地目 田、面積 16 m<sup>2</sup>外 6 筆。内訳につきましては、田 6 筆 35,209 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 2,171 m<sup>2</sup>、合計 7 筆 37,380 m<sup>2</sup>でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和 5 年 3 月 31 日から令和 15 年 11 月 30 日までの 9 年 8 カ月、借賃につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座

に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲、小麦、世帯員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号4賃116-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇98番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇町4丁目5番地9 〇〇〇〇、申出年月日は令和5年3月22日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇123番地1 現況地目 畑、面積14,303㎡外7筆。内訳につきましては、田5筆33,122㎡、畑3筆20,680㎡、合計8筆53,802㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間は令和5年3月31日から令和15年11月30日までの9年8ヵ月、借賃につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払方法は、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦、世帯員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(議長) 会長

はい。只今、事務局より賃貸借9件、所有権移転9件、使用貸借5件の説明がありましたが、私の案件がありますので議長を交代し退席いたします。(会長退席)

(議長) 代理

議長を交代いたしました。それでは4所有権移転・使用貸借104-1について審議したいと思います。

質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4所・使104-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4所・使104-1は原案どおり決定いたします。

(議長) 会長

議長を交代いたしました。続いて関係する委員さんの案件を審議したいと思います。桂委員退席願います。(桂委員退席)

整理番号4使106-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4使106-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4使106-1は原案どおり決定いたします。(桂委員着席)

田村賢治委員退席願います。(田村賢治委員退席)

整理番号4使112-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4使112-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 使 112-1 は原案どおり決定いたします。(田村賢治委員着席)

整理番号 4 所 97-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 97-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所 97-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 所 98-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 98-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所 98-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 所 99-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 99-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所 99-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 所 100-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 100-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所 100-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 所 101-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 101-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所 101-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 所・賃 102-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所・賃 102-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所・賃 102-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 所 103-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 103-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 所 103-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 所 105-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 所 105-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 4 所 105-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 107-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 107-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 4 賃 107-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 108-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 108-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 4 賃 108-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 108-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 108-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 4 賃 108-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 使 109-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 使 109-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 4 使 109-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 110-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 110-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 4 賃 110-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 111-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 111-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 4 賃 111-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 使 113-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 使 113-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 4 使 113-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 使 114-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 使 114-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 使 114-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 115-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 115-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 115-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 4 賃 116-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 4 賃 116-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 4 賃 116-1 は原案どおり決定いたします。

日程 13 議案第 158 号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案 158 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は 11 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇107 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 5 年 3 月 10 日 申出地所在 〇〇112 番地 1、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 611 m<sup>2</sup>の 1 筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(13 番 田村俊彦)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として山本委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、田村俊彦委員、山本委員よろしくお願ひします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇441番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年3月2日 申出地所在 〇〇154番地8、地目につきましては、公簿 原野、現況 雑種地、面積109㎡外13筆。内訳につきましては、田11筆44,063㎡、畑1筆1,879㎡、雑種地2筆608㎡、合計14筆46,550㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(10番 長谷川)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として平田委員と私で進めていきたいと思ひますので、よろしくご審議お願ひします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、長谷川委員、平田委員よろしくお願ひします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 〇〇郡〇〇町〇〇7区 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年3月10日 申出地所在 〇〇897番地1、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積4,498㎡外6筆。内訳につきましては、田5筆39,497㎡、畑2筆4,628.05㎡、合計7筆44,125.05㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(2 番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鳥村委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3についてはあっせんを可といたしますので、塚本委員、鳥村委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 栗山町字〇〇383番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年3月22日 申出地所在 〇〇299番地1、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積9,851㎡外2筆。全筆田でございます。合計3筆21,053㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(1 番 長尾)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として小暮委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号4についてはあっせんを可といたしますので、長尾委員、小暮委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号5 あっせん申出者 栗山町字〇〇290番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年3月14日 申出地所在 〇〇290番地1の内、地目につきましては、公簿 畑、現況 田、面積31,891㎡外20筆。内訳につきましては、田10筆70,882㎡、畑5筆10,164㎡、雑種地3筆2,631㎡、池沼3筆7,664㎡、合計21筆91,341㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(7番 小暮)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として長尾委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号5について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号5についてはあっせんを可といたしますので、小暮委員、長尾委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号6 あっせん申出者 栗山町字〇〇485番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年3月10日 申出地所在 〇〇487番地1、地目につきましては、公簿 畑、現況 田、面積14,222㎡外11筆。内訳につきましては、田6筆33,813㎡、畑2筆19,272㎡、雑種地2筆2,031㎡、池沼2筆2,142㎡、合計12筆57,258㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(6番 山本)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として藤田委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号6について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号6についてはあっせんを可といたしますので、山本委員、藤田委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号7 あっせん申出者 栗山町字〇〇51番地88 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年3月13日 申出地所在 〇〇289番地1、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積5,106㎡外14筆。内訳につきましては、田6筆21,164㎡、畑5筆14,159㎡、雑種地4筆1,997㎡、合計15筆37,320㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4番 川崎)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として小暮委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号7について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号7についてはあっせんを可といたしますので、川崎委員、小暮委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号8 あっせん申出者 栗山町字〇〇261番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年3月13日 申出地所在 〇〇238番地2、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積5,759㎡外10筆。内訳につきましては、田5筆18,563㎡、畑6筆20,801㎡、合計11筆39,364㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4番 川崎)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として小暮委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号8について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号8についてはあっせんを可といたしますので、川崎委員、小暮委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号9 あっせん申出者 〇〇県〇〇市〇〇1005番地5 〇〇〇〇 申出年月日 令和5年3月20日  
申出地所在 〇〇305番地12、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積4,791㎡外11筆。内訳  
につきましては、田7筆18,696㎡、畑2筆8,937㎡、雑種地3筆3,670㎡、合計12筆31,303㎡でござ  
います。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4番 川崎)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として小暮委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号9について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号9についてはあっせんを可といたしますので、川崎委員、小暮委員よろし

くお願いします。

(事務局)

番号 10 あっせん申出者 栗山町〇〇1 丁目 80 番地 38 〇〇〇〇 申出年月日 令和 5 年 3 月 13 日  
申出地所在 〇〇301 番地 1、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 7,272 m<sup>2</sup>外 15 筆。内訳につ  
きましては、田 5 筆 11,030 m<sup>2</sup>、畑 5 筆 19,471 m<sup>2</sup>、雑種地 5 筆 3,598 m<sup>2</sup>、池沼 1 筆 1,523 m<sup>2</sup>、合計 16  
筆 35,622 m<sup>2</sup>でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考として  
ください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4 番 川崎)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回の  
あっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇  
〇〇さん、第 2 補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として小暮  
委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 10 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 10 についてはあっせんを可といたしますので、川崎委員、小暮委員よろ  
しくお願いします。

(事務局)

番号 11 あっせん申出者 栗山町字〇〇992 番地 1 〇〇〇〇 申出年月日 令和 5 年 3 月 13 日 申  
出地所在 〇〇991 番地 1、地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 28,873 m<sup>2</sup>外 2 筆。内訳につ  
きましては、田 2 筆 33,844 m<sup>2</sup>、雑種地 1 筆 1,423 m<sup>2</sup>、合計 3 筆 35,267 m<sup>2</sup>でございます。別紙に今回の  
申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(1 番 長尾)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回の

あっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○  
○○さん、第2補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として小暮  
委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号11について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号11についてはあっせんを可といたしますので、長尾委員、小暮委員よろ  
しくお願いします。

日程14番 議案第159号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」事務局の説明  
をお願いします。

(事務局) 議案第159号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」農業委員会等  
に関する法律の改正に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、農業委員会  
の決定を求める。本件につきましては、令和5年4月1日施行に伴い、農地等の最適化の推進に関す  
る目標・方法等について、定めることの義務化及び、改正内容を反映させること、また、農地利用最  
適化交付金の事業実施要件となっていることから、指針の修正が必要となることにより提案するもの  
です。農地等の利用の最適化を推進し、目標を達成するため具体的な取り組みを指針として策定する  
ものであります。以上、農地等の利用の最適化に関する指針の策定について、ご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

(議長)

はい。只今、事務局より、説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第159号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」原案に賛成の方の挙手を求  
めます。

—全員挙手— よって議案第159号は原案通り決定といたします。

日程15番 議案第160号「農業委員会事務局職員の任免について」私の方から説明いたしますので、  
事務局の皆さんは退出してください。

(事務局員退席)

栗山町職員の人事異動に伴い、農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により任命について  
承認を求めるということで、移動年月日は令和5年4月1日です。

解任 事務局長 ○○○○ 異動先については教育委員会 社会教育課長。解任 主幹 ○○○○ 異動先については、継立出張所。任命 事務局長 ○○○○ 住民保険課長より。任命 主査 ○○○○ 事務局主事より昇格。任命 主事 ○○○○ 教育委員会 学校教育グループより。

以上が人事案件になりますが、何かございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 160 号「農業委員会事務局職員の任命について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 160 号は原案通り決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は 4 月 27 日木曜日 午後 6 時 00 分から、現地調査につきましては 4 月 20 日木曜日 午前 9 時 30 分から 第 2 班 平田委員、田村俊彦委員、鈴木委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午後 5 時 20 分 終了)